

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1～3 （略） 4 訪問看護費 (1)～⁽³⁰⁾ （略） <u>(31) 介護職員等処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、2の⁽²⁵⁾を参照されたい。 5 訪問リハビリテーション費 (1)～⁽¹⁷⁾ （略） <u>(18) 介護職員等処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、2の⁽²⁵⁾を参照されたい。 <u>(19) （略）</u> 6～9 （略） 第三 居宅介護支援費に関する事項 1～19 （略） <u>20 介護職員等処遇改善加算について</u> 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示</u>について」）を参照すること。	第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1～3 （略） 4 訪問看護費 (1)～⁽³⁰⁾ （略） （新設） 5 訪問リハビリテーション費 (1)～⁽¹⁷⁾ （略） （新設） <u>(18) （略）</u> 6～9 （略） 第三 居宅介護支援費に関する事項 1～19 （略） （新設）